

場合の協力の範囲もしくは手段の決定

(2) 捜査等への協力の求めの内容が、当マンションに設置された防犯カメラの映像の閲覧提供（複写を含む。）であるときは、閲覧提供にかかる立会いその他の付帯事務

（画像の保存）

第6条 画像の保存期間は、理事会で定めた任意の期間とする。保存期間が終了した映像データは、自動的に新たなデータを上書きする方法により消去するものとする。ただし、この期間は理事会の決議により変更できるものとする。

（定めなき事項）

第7条 本細則に定めなき事項については、理事会にて協議し決定する。

（変更）

第8条 本細則の改廃及び変更については、規約第53条によるものとする。

附 則

- 1 本細則は、2018年8月19日から施行するものとする。
- 2 本システムは、リースまたはレンタル会社とのリースまたはレンタル契約により設置されたものを使用するものとする。